

那覇市公報

号外第 6 4 7 号
毎月 2 回 1 , 1 5 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市道路位置指定の基準の特例に関する条例 (建築指導課) 549
- 那覇市建築審査会条例の一部を改正する条例 (建築指導課) 550
- 那覇市公告式条例の一部を改正する条例 (総務課) 552
- 那覇市土地開発基金条例の一部を改正する条例 (財政課) 553
- 那覇市公民館条例の一部を改正する条例 (社会教育・スポーツ課) 554
- 那覇市立図書館条例の一部を改正する条例 (社会教育・スポーツ課) 555
- 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
(ゼロエミッション推進室) 556
- 那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例 (商工振興課) 557
- 那覇市 N P O 活動支援センター条例の一部を改正する条例 (市民活動課) ... 559
- 那覇市 N P O 活動支援センター条例 (市民活動課) 561

規 則

- 那覇市公告式規則 (総務課) 566
- 那覇市地域新エネルギービジョン策定審議会規則
(ゼロエミッション推進室) 568
- 那覇市伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則 (商工振興課) 570
- 那覇市 N P O 活動支援センター条例施行規則 (市民活動課) 572

条 例

那覇市条例第27号

平成16年 9 月24日

那覇市道路位置指定の基準の特例に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市道路位置指定の基準の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の 4 第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項各号に掲げる基準の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(道路位置指定の基準の特例等)

第 2 条 政令第144条の 4 第 2 項に規定する同条第 1 項各号と異なる道の基準の特例は、次に掲げるとおりとし、その適用区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項の規定により定められた市街化区域とする。

- (1) 政令第144条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合していること。
- (2) 道と敷地の境界は、コンクリート、縁石等で造り容易に崩壊しないものであること。
- (3) 道が同一平面で交差し、接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が60度以下の場合に限る。）は、角地の隅角をはさむ辺を等辺とし、底辺を 2 メートルとする二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。
- (4) 道路の排水施設の末端は、公共下水道、河川その他排水に有効な施設に接続したものであること。

2 前項第 2 号から第 4 号までに定める基準の全部又は一部は、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、適用しないことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第28号

平成16年 9 月 24 日

那覇市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建築審査会条例の一部を改正する条例

那覇市建築審査会条例（1960年那覇市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 3 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（部会）

第 3 条 法第94条第 1 項に規定する審査請求に関する事項又は審査会に付議された事項のうち、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審査会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第29号

平成16年 9 月24日

那覇市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告式条例の一部を改正する条例

那覇市公告式条例（1961年那覇市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「第16条第4項」を「第16条」に、「もとづく」を「基づく」に改める。

第2条に見出しとして「(条例の公布)」を付し、同条第2項中「(以下「公報」という。)」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書中「公報」を「那覇市公報」に、「または急を要する事項に限り市役所本庁」を「又は急施を要するときは、市役所前」に、「かえる」を「代える」に改める。

第3条に見出しとして「(規則に関する準用)」を付し、同条中「規則の公布に」を「規則について」に改める。

第4条に見出しとして「(規程の公表)」を付し、同条第1項中「おさなければならぬ」を「押さなければならない」に改め、同条第2項中「これを」を「ついて」に改める。

第5条に見出しとして「(その他の規則及び規程の公表)」を付し、同条第1項中「市の機関の定める規則で、」を「、市の機関の定める規則で」に、「これを」を「ついて」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「第4条」を「前条」に、「これを」を「ついて」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「または」を「又は」に、「者の名」を「者の名」とに改める。

第6条に見出しとして「(規則及び規程の施行期日)」を付し、同条中「条例、規則並びに規程または」を「規則又は」に、「もしくは規程は」を「若しくは規程は、」に、「条例、規則または」を「規則又は」に改める。

第7条を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 財政状況の作成および公表に関する条例（1954年那覇市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 那覇市公告式条例（1961年那覇市条例第1号）第4条の規定は、財政状況の公表について準用する。

那覇市条例第30号

平成16年 9 月24日

那覇市土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市土地開発基金条例の一部を改正する条例

那覇市土地開発基金条例（昭和49年那覇市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「22億1,561万1,000円」を「16億6,311万1,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成17年 3 月31日から施行する。

那覇市条例第31号

平成16年 9 月24日

那覇市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公民館条例の一部を改正する条例

那覇市公民館条例（昭和50年那覇市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

那覇市繁多川公民館	那覇市繁多川 4 丁目 1 番38号
-----------	--------------------

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。
- 2 那覇市繁多川公民館に係る那覇市公民館条例第4条の規定による使用許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第32号

平成16年 9 月24日

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例

那覇市立図書館条例（昭和50年那覇市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表分館の部に次のように加える。

那覇市立繁多川図書館	那覇市繁多川 4 丁目 1 番38号
------------	--------------------

付 則

この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

那覇市条例第33号

平成16年 9 月24日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「を

那覇市軍用地跡地利用審議会	軍用地の跡地利用に関すること。
---------------	-----------------

」

「に

那覇市軍用地跡地利用審議会	軍用地の跡地利用に関すること。
那覇市地域新エネルギービジョン策定審議会	地域新エネルギービジョンの策定に関すること。

」

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第34号

平成16年 9 月24日

那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例

那覇市伝統工芸館条例（平成 5 年那覇市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「字当間 1 番地の 1」を「牧志 3 丁目 2 番 10 号」に改める。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（施設の構成）

第 2 条の 2 工芸館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 特別展示室
- (2) 体験工房
- (3) 販売場
- (4) 研修会議室
- (5) 駐車場

第 3 条第 1 号中「紹介」を「販売」に改め、同条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- (2) 伝統工芸の実演及び体験
- (3) 伝統工芸の後継者育成

第 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 研修、会議及び展示のための施設の提供

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、駐車場を利用する場合においては、利用券の交付により同項の許可があったものとみなす。

第 9 条第 2 項中「別表第 2」の次に「(駐車場使用料にあつては、那覇市ぶんかテンブス館条例（平成 16 年那覇市条例第 5 号）別表第 10)」を加え、同条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金の減免）

第 9 条の 2 市長は、次に掲げる場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 本市内の小学校及び中学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者が、教育課程に基づき学習活動として観覧する場合

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (3) 知的障害者（児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神鑑定医により知的障害者と認定された者をいう。）及びその引率者が観覧する場合
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (5) その他規則で定める場合

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

利用料金（観覧料）

区 分		1 人 1 回につき		
		大人	高校生	中学生以下
特別展示室	個人	305円	205円	101円
観覧料	団体（15人以上）	275円	185円	91円
企画展観覧料		2,038円		

備考

- 1 高校生及び中学生以下の者以外の者は、大人の欄を適用する。
- 2 保護者が同伴する小学校就学前の者は、無料とする。

別表第2（第9条関係）

利用料金（研修会議室使用料）

区 分	金 額					
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 20:00	9:00～ 17:00	13:00～ 20:00	9:00～ 20:00
展示品の即売等 を行わない場合	3,320円	5,312円	3,984円	7,304円	7,865円	9,551円
展示品の即売等 を行う場合	9,960円	15,937円	11,952円	21,913円	23,596円	28,654円

備考

- 1 入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為がある場合は、展示品の即売等を行う場合の金額欄を適用する。

- 2 利用時間を超過して12時から13時までの間を使用する場合の使用料は、13:00～17:00の欄の4分の1の額とする。

付 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

那覇市条例第35号

平成16年9月24日

那覇市NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例

那覇市NPO活動支援センター条例（平成11年那覇市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「泉崎1丁目1番1号」を「牧志3丁目2番10号」に改める。

付 則

この条例は、平成16年11月9日から施行する。

那覇市条例第36号

平成16年 9 月24日

那覇市NPO活動支援センター条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市NPO活動支援センター条例

那覇市NPO活動支援センター条例（平成11年那覇市条例第31号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するため、那覇市NPO活動支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターの位置は、那覇市牧志3丁目2番10号とする。

（施設の構成）

第3条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 使用施設 会議室
- (2) 入居用施設 事務用ブース

（事業）

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 民間非営利団体（自主的で営利を目的としない社会貢献活動を行う民間の団体をいう。以下同じ。）への資金の援助に関すること。
- (2) 社会貢献活動促進のための施設及び設備の提供
- (3) 市民活動に関する情報の収集及び提供
- (4) 協働型まちづくりのための研修機会の提供並びに調査及び研究
- (5) 企業の社会貢献活動促進のための事業
- (6) その他センターの設置目的を達成するために必要と認める事業

（利用時間及び休館日）

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、第18条の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(入居用施設の利用期間)

第 6 条 センターの入居用施設の利用期間は、利用許可を受けた日から 1 年とする。

ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、更新することができる。

(入居用施設を利用する者の選定)

第 7 条 センターの入居用施設を利用する者の選定は、指定管理者が行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、市長が行う。

(利用者の範囲)

第 8 条 センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民間非営利団体
- (2) 指定管理者が適当と認める団体及び個人

(利用の制限)

第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれのある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第 10 条 第 3 条に規定する施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 センターの入居用施設の利用許可の基準は、規則で定める。

(利用料金)

第 11 条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が定める日までに納付しなければならない。

4 既に納付した利用料金は、還付しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に使用施設を利用する場合
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第10条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第15条 利用者は、センターの施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、センターの施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならな

い。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復しなければならない。

(指定管理者の指定)

第18条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、センターの管理を行わせるに最適な民間非営利団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、センターの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の規定による申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第20条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第21条 指定管理者は、センターを管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 第4条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 第7条の規定による入居用施設を利用する者の選定及び第18条の規定による指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表 (第11条関係)

区 分		単 位	利用料金
会議室	冷房装置を利用しない場合	1 時間	20 円
	冷房装置を利用する場合	1 時間	70 円
事務用ブース (1 ブース)		1 月	4,000 円

備考

- 1 会議室利用において1時間未満の利用時間は、1時間とみなす。
- 2 ブースとは、一つの部屋をついたて等の簡易な物で仕切った形態の部屋をいう。
- 3 事務用ブースの利用料金は、共益費を含む。

規 則

那覇市規則第39号

平成16年 9 月24日

那覇市公告式規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告式規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第5項に規定する市長の定める規程で公表を要するもの以外の告示及び公告（以下「告示等」という。）の公示について必要な事項を定めるものとする。

(告示等の公示)

第2条 告示等を公示しようとするときは、公示の年月日及び市長名を記入し、市長印を押さなければならない。

2 告示等の公示は、那覇市公報に登載して行う。ただし、天災地変その他やむを得ない事情で那覇市公報に登載して公示することができないとき又は急施を要するときは、市役所前の掲示場に掲示して、これに代えることができる。

(施行期日)

第3条 告示等は、告示等に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行った告示等は、この規則により行った告示等とみなす。

那覇市規則第40号

平成16年 9 月24日

那覇市地域新エネルギービジョン策定審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市地域新エネルギービジョン策定審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、那覇市地域新エネルギービジョン策定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、地域新エネルギービジョンの策定について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役員及び職員
- (3) 本市を除く関係行政機関の職員
- (4) 市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成17年 3 月31日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会において、必要があると認めるときは、関係職員に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、経営企画部ゼロエミッション推進室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第41号

平成16年9月24日

那覇市伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市伝統工芸館条例施行規則（平成5年那覇市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(利用時間)」に改め、同条中「開館時間は、午前9時から午後6時まで」を「利用時間は、別表のとおり」に改める。

第3条を次のように改める。

(休館日)

第3条 工芸館の休館日は、1月1日及び12月31日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

第4条を削る。

第5条第1項中「使用開始日の6月前の日の属する月の初日（その日が休館日である場合は、休館日の翌日とする。）から」を削り、同条を第4条とする。

第5条の2第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条を第5条とする。

第6条第1項中「前条第2項」を「第4条第2項」に、「7日前」を「3日前（その日が休館日である場合は、その日の前日）」に改める。

第8条の見出しを「(禁止行為)」に改める。

第9条第1項を次のように改める。

条例第9条の2第1号から第4号までに規定する場合において観覧料を減額し、又は免除する額は、次に定めるとおりとする。

(1) 特別展示室観覧料 免除

(2) 企画展観覧料 市長がその都度定める額の減額又は免除

第9条第4項中「第1項第4号」を「第2項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項第2号」を「条例第9条の2第2号から第4号まで」に、「身体障害者手帳」を「その証明となるもの」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第1号又は第5号」を「条例第9条の2第1号又は前項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第9条の2第5号に規定する規則で定める場合及びその場合において観覧

料を減額し、又は免除する額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 沖縄都市モノレール株式会社発行のフリー乗車券でモノレールを利用した者が個人として当該利用日に特別展示室を観覧する場合 次に掲げる額の減額
- ア 大人 30円
- イ 高校生 20円
- ウ 中学生以下 10円
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長がその都度定める額の減額又は免除

第10条第1項中「第9条第4項」を「第9条の2第5号」に、「減額又は」を「減額し、又は」に改め、同条第2項中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改める。

第11条第1項中「第9条第5項」を「第9条第4項」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

施 設 名	利 用 時 間
特別展示室及び体験工房	9:00～18:00
販売場及び研修会議室	9:00～20:00
駐車場	8:00～24:00

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

那覇市規則第42号

平成16年9月24日

那覇市NPO活動支援センター条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市NPO活動支援センター条例施行規則

那覇市NPO活動支援センター条例施行規則（平成12年那覇市規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市NPO活動支援センター条例（平成16年那覇市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第2条 条例第3条第1号の使用施設を利用しようとする者は、利用開始日の2月前の日の属する月の初日から申請することができる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入居用施設の利用許可の基準）

第3条 条例第10条第3項の入居用施設の利用許可の基準は、許可を受けようとする者が次に掲げる者であることとする。

- (1) 民間非営利団体
- (2) 一定期間継続的に活動を行うために必要な専用の事務所を有しない者

（入居用施設利用者の公募及び決定）

第4条 指定管理者は、入居用施設の利用者については、公募した後に前条に規定する基準を考慮した上で決定するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 入居用施設の利用者の公募の時期及び方法その他必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て別に定める。

（利用料金の還付）

第5条 条例第11条第4項ただし書の規定により利用料金を還付することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により施設を利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額
- (2) 会議室については、利用開始日前7日までに利用の取消しを申し出た場合 利用料金の2分の1の額

- (3) 入居用施設については、利用中止日前3月までに利用の中止を申し出た場合
利用中止日の属する月の日割り計算により算定して得られる額
- (4) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額
(利用料金の減免)

第6条 条例第12条に規定する場合において、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が単独で主催する行事に使用施設を利用する場合 免除
- (2) 本市が共催する行事に使用施設を利用する場合 利用料金の2分の1以上の額
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額
(遵守事項)

第7条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可された施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

(利用後の点検)

第8条 利用者は、施設の利用を終了したときは、指定管理者に報告し、その点検を受けなければならない。

(公告)

第9条 市長は、条例第18条第1項の規定により那覇市NPO活動支援センター(以下「センター」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第18条第2項の規定による申請(以下「指定申請」という。)の方法

- (5) その他市長が必要と認める事項
(指定申請)

第10条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第18条第3項に規定する規則で定める申請書は、那覇市NPO活動支援センター指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第18条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）
 - (2) 法人にあつては登記簿の謄本
 - (3) 役員の名簿及び履歴書
 - (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
 - (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- (通知)

第11条 市長は、条例第18条第1項の規定による指定をするときは、指定する民間非営利団体に対し、那覇市NPO活動支援センター指定管理者指定通知書（第2号様式）により通知する。

2 市長は、条例第18条第1項の規定による指定をしないときは、指定しない民間非営利団体に対し、那覇市NPO活動支援センター指定管理者不指定通知書（第3号様式）により通知する。

(協定)

第12条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 入居用施設の利用期間に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項

- (5) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
 - (6) 管理の業務の報告に関する事項
 - (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - (8) その他市長が必要と認める事項
- (委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式 (第10条関係)

那覇市NPO活動支援センター指定管理者指定申請書

年 月 日

那 覇 市 長 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

那覇市NPO活動支援センター条例第18条の規定に基づき、那覇市NPO活動支援センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第 2 号様式 (第11条関係)

那覇市NPO活動支援センター指定管理者指定通知書	
那覇市指令 第 号	
所在地 団体名 代表者 様	
年 月 日付けの那覇市NPO活動支援センターの指定管理者の 申請については、那覇市NPO活動支援センター条例第18条第1項の規定に より貴団体を指定します。	
年 月 日	
那覇市長 印	
指定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

第 3 号様式 (第11条関係)

那覇市NPO活動支援センター指定管理者不指定通知書 那覇市指令 第 号 所在地 団体名 代表者 様 年 月 日付けの那覇市NPO活動支援センターの指定管理者の申請については、次の理由により貴団体を指定しないので通知します。 年 月 日 那覇市長 印	
理 由	

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。